

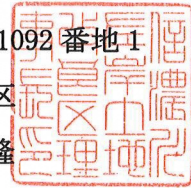
公 告

このたび、長岡市の一部を受益地域とする 県営十楽寺地区 農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業を県営土地改良事業（施設更新事業）として施行申請するための長岡市長との協議に当り、土地改良法第85条の3第4項で準用する同法第85条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該事業計画の概要に意見のある者は、同法第85条の3第4項で準用する同法第85条第7項の規定により、令和8年5月1日までにこの公告をした者に意見書を提出することができます。

令和8年4月2日

申 請 人 住 所 長岡市喜多町字川原1092番地1
氏 名 信濃川左岸土地改良区
理事長 大 平 隆



1. 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画概要書

県営十楽寺地区 農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業

2. 縦覧に供する期間

令和8年4月3日から令和8年5月1日まで

3. 縦覧に供する場所

新潟県長岡地域振興局農林振興部ウェブサイト

4. 意見書の提出方法

次のいずれかの方法によってください。

(1) 申請人の事務所に郵送する。

(2) 申請人に手交する。

(3) 次の電話番号にファクシミリで送付する。(0258) 27-7789

(4) 次の電子メールアドレスに送信する。sagandokai@nifty.ne.jp

5. その他

県は計画決定するに当たり、提出された意見の取扱いを新潟県長岡地域振興局農林振興部等において閲覧等により公表するとしています。申請人や県が意見の趣旨や詳細について何う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。なお、公表の際には住所氏名は公表されません。